

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和31年4月1日にA株式会社に入社し、平成5年1月31日の定年退職までの期間において継続して勤務していた。39年6月1日付けでA株式会社本社から同社B支店に転勤したが、同支店での厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年7月1日となっており、厚生年金保険の被保険者期間において1か月間の空白が生じている。

私は、A株式会社に継続して勤務していたことは間違いないことから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA株式会社が保管する社員名簿から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和39年6月1日にA株式会社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店における昭和39年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料を保管していないため不明としているが、申立人のA株式会社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得について、同

社B支店の事務担当者が厚生年金保険被保険者資格の取得日を誤って届出を行ったものと推測される旨供述していることから、事業主が昭和39年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年1月10日）及び資格取得日（昭和26年2月1日）を取り消し、申立期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月10日から同年2月1日まで

私は、A株式会社B工場に勤務していたが、昭和26年2月26日付けでA株式会社C工場への転勤辞令を受けたので、同年2月25日までの期間においてA株式会社B工場で勤務し、同年2月26日からA株式会社C工場で勤務した。

しかし、私の厚生年金保険の被保険者記録は、A株式会社B工場で厚生年金保険被保険者の資格を昭和26年1月10日に喪失した後、同年2月1日に再度同資格を取得した記録となっており、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間ではないと記録されている。

私は、昭和26年2月25日までの期間においてA株式会社B工場で継続して勤務しているので、私の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和24年1月26日に厚生年金保険の資格を取得し、26年1月10日に資格を喪失後、同年2月1日にA株式会社B工場において再度資格を取得しており、申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録及びA株式会社から提出された人事

記録から、申立人が昭和24年1月26日から26年2月25日までの期間においてA株式会社B工場で継続して勤務していたことが確認できる。

また、昭和23年3月31日に申立人と一緒に電気技術者としてA株式会社に入社した後、同社の電気施設業務の中心的な職位に就き、同社における電気施設従事者の動静にも明るかったとされる同僚から、「申立期間において、申立人と同じ職場で勤務していないが、私は、同期入社で同じ電気施設に従事していた者の社内での動静は知っていた。申立期間当時、申立人に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失するような事情は無かったと断言できる。」とする供述をしているところ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険被保険者の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場に係る昭和25年12月及び26年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が保険料の納付義務を履行したか否かについては、A株式会社は、「保存期間が過ぎていることから関連資料は既に廃棄しており、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料の納付等について確認することができない。」としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者資格取得日は昭和27年9月1日、資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月5日から30年2月1日まで

私は、昭和27年4月から私の父であるAが所有する船舶（B丸）に私の双子の兄と一緒に乗り込み、甲板員として従事していた。

私と私の兄は、申立期間においてAが所有するB丸に乗り込んで業務に従事していたのに、申立期間のうち、私の兄には昭和27年9月1日から同年11月1日までの2か月間において船員保険の被保険者記録が確認できるが、私の兄の被保険者記録が2か月間しか無いのはおかしい上、私の船員保険の被保険者記録が確認できないのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳から、申立人が、申立期間当時、Aが所有するB丸に甲板員として雇入れされていたことが確認できる。

また、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿において、生年月日が異なるものの、申立人と同姓同名で基礎年金番号に統合されていない船員保険の被保険者記録（資格取得日は昭和27年9月1日、資格喪失日は同年11月1日）が確認できる。

さらに、申立人及び申立人の兄から「Aに関する船には、C姓はAと自分たち兄弟のほかにはいなかった。」旨供述を得ているところ、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿から、前述の船員保険の被保険者記録を除いて、申立人と同姓同名の船員保険の被保険者記録を確認することができない上、申立人

と一緒に乗船していたとする同僚及び兄二人の名前が確認できることから、当該船員保険被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年9月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人の船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿の記録から、4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和27年4月5日から同年9月1日までの期間及び同年11月1日から30年2月1日までの期間について、船舶所有者名簿によると、船舶所有者Aが船員保険の適用事業所に該当していた期間は、27年9月1日から同年11月1日までの期間であり、当該期間において、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できるほか、船舶所有者名簿から、船舶所有者Aの複数の関連事業所は、いずれも当該期間以降に船員保険の適用事業所に該当している上、いずれの事業所に係る船員保険被保険者名簿においても、申立人の当該期間における船員保険の被保険者記録は確認できない。

なお、適用事業所索引簿から、A及び前述の関連事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和23年10月23日に船員保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2,200円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から同年10月23日まで

私は、昭和21年8月初めに、A株式会社B部に船員として採用され、同年9月初めにA株式会社が所有するC丸に乗り込んだ。

昭和22年10月初旬の転船命令により、同社が所有するD丸に乗り替えるとともに、同年12月30日からのE洋でのF団傘下の冷凍運搬船の操機手の任務に従事し、23年4月16日にG港において、下旬には母港であるHのA株式会社I庫において荷揚げし、大役を完了した。

その後も引き続き、同社が所有するD丸に乗り込んで、J及びK市場等とを結ぶ冷凍魚等の運搬任務に就き、昭和23年10月下旬に同僚のL氏とともに、H港において下船退職した。

しかし、私の船員保険の被保険者記録を確認したところ、A株式会社における船員保険被保険者資格の喪失日が昭和23年6月1日と記録されているが、当該時期に下船しておらず、引き続き乗船していたことからA株式会社における船員保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に乗り込んでいたとするA株式会社が所有するD丸の航海記録を鮮明かつ具体的に記憶しており、A株式会社に係る船員名簿から、申立期間における船員保険の被保険者記録が確認でき、同船舶に乗船していたとする通信士は申立人の供述に間違いは無いと述べている。

特に、申立人は昭和 23 年の J に向かう途中に発生した A 株式会社が所有する D 丸のスクリューのプロペラが欠損したことによる M ドックの入渠^{にゆうきよ}のこと、及び前述の通信士の N 港での個人的な出来事を記憶しており、当該事情は申立期間当時乗船していなければ知り得ない事情であったことから判断すると、申立人は申立期間に D 丸に乗り込んでいたと推認できる。

また、A 株式会社が所有する D 丸において雇入れ及び雇止の事務並びに船員保険の加入手続を兼任していたとする前述の通信士は、「当時、D 丸においては船員保険に皆加入しており、対象外になる者はいなかった。入社した時から加入し、船員を辞めるまで継続して加入していた。」と述べており、A 株式会社が所有する当該船舶に係る船員保険被保険者名簿を検認する限り、申立人のみが除外された状況は見当たらない。

さらに、申立人が D 丸を一緒に下船退職したとする同僚の L 氏に係る船員保険被保険者台帳には船員保険被保険者資格の喪失日として昭和 23 年 10 月 23 日が記録されているところ、申立人に係る船員保険被保険者台帳には資格喪失日の記載が無く、同年 6 月 1 日が月額変更日として記載してあることが確認できるところ、同日に書換えられたと思われる A 株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、同氏の名前は確認できるが申立人の名前は欠落していることから判断すると、船員保険被保険者名簿の書換えを行った際、事務処理の誤りによって当該年月日が月額変更日ではなく、船員保険被保険者資格の喪失日として記録されたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 23 年 10 月 23 日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 23 年 10 月下旬に一緒に下船したと申立人が主張する同僚の A 株式会社に係る船員保険被保険者名簿における昭和 23 年 6 月の記録から 2,200 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格取得日に係る記録を昭和46年3月1日、資格喪失日を47年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を46年3月から同年9月までの期間は3万円、同年10月から47年3月までの期間は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から47年4月1日まで

私は昭和45年9月1日に株式会社Aに入社した。その後46年3月1日に株式会社AのB支店へ転勤し、47年4月1日に再び株式会社Aに転勤してきた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、株式会社AのB支店で勤務した期間の被保険者記録がなかった。

私が申立期間において株式会社AのB支店に勤務していたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、株式会社Aの担当者の供述及び複数の同僚の供述から、申立人は、株式会社Aに継続して勤務（昭和46年3月1日に株式会社Aから株式会社AのB支店に異動、47年4月1日に株式会社AのB支店から株式会社Aに異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和46年2月及び47年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から判断すると、46年3月から同年9月までの期間は3万円、同年10月から47年3月までの期間は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると、株式会社AのB支店は平成14年4月1日に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の同社の責任者は既に亡くなっていることから確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届（被保険者報酬月額算定基礎届を含む。）を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月から47年3月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月30日から同年6月1日まで

私は、昭和48年3月にA株式会社に入社し、50年6月1日付けでB株式会社（現在は、A株式会社C事業所）へ異動となった。

転勤時の手続誤りによって厚生年金保険の記録が一部欠落していることに納得できないので、申立期間も厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する従業員カード及び同社が発行する在籍証明書によると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、前述の従業員カードから、申立人は昭和50年5月31日にB株式会社に移籍している旨記載されていることが確認できるものの、A株式会社は、「当時、当社とB株式会社は別会社であったが、グループ企業内の異動であったため、転勤と同様の取り扱いをしていた。通常、転勤者の異動日は月の初日であることから、申立人の異動日も昭和50年6月1日と思われる。」と回答しているところ、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同じ同年6月1日で厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる者は、前述の従業員カードにおいて、同日付でA

株式会社からB株式会社に移籍していることが確認できることから判断すると、50年6月1日であるとするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年4月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は適正な届出及び申立期間に係る保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和32年6月1日に訂正し、同年6月から同年12月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から33年1月4日まで

私は、昭和32年4月1日付けでA株式会社B事業所に臨時採用され、同年6月1日に正式に採用が決まり、同日からC課(D係)へ配属された。

私がA株式会社B事業所に勤務していたことは、A株式会社人事部に人事記録が残っていることから間違いない。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は正式に採用された昭和32年6月1日ではなく、33年1月4日とされており、勤務の実態と合っており、納付できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A株式会社B事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から認められる。

また、申立人は、雇用保険の一般被保険者資格を昭和32年6月1日に取得しており、同僚が保管する昭和33年分源泉徴収票を検証すると、雇用保険の一般被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、A株式会社の現在の人事担当者は、「提出された源泉徴収票からみて、申立期間当時、A株式会社B事業所においては、雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月の給与から、当該取得月に係る厚生年金保険料を控除して

いたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日を誤って届け出たことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における昭和33年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格の取得日を昭和32年6月1日とすべきところ33年1月4日と誤って届出を行ったことを認めていることから、事業主が資格取得日を33年1月4日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る32年6月から同年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和31年3月29日）及び資格取得日（昭和31年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月29日から同年7月1日まで

私は、社会保険事務所（当時）に株式会社Aに係る厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

昭和29年3月1日から32年1月7日の期間において、私の夫とともに株式会社Aに継続して勤務していた。夫は同社に勤務していた期間すべてにおいて厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのに、私は申立期間が空白となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、昭和29年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年3月29日に同資格を喪失後、同年7月1日に同社において再度同資格を取得しており、同年3月29日から同年7月1日までの申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかしながら、株式会社Aの事業主及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、申立期間当時、申立人は、株式会社Aに勤務していたと認められる。

また、事業主及び前述の同僚の一人から、申立期間当時、株式会社Aの経営

状況は悪化していたわけではなく、申立人の勤務形態及び業務内容等に変更は無かった上、申立人が長期間休暇を取得していた記憶も無いとの供述が得られた。

さらに、事業主は、申立期間当時、厚生年金保険の加入について、従業員に希望を確認することは無く、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたはずであると供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和31年2月及び同年7月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年3月から同年6月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、標準賞与額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月13日

私は、勤務する有限会社Aから平成15年8月13日に賞与（39万円）の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されている。しかし、ねんきん定期便によると、標準賞与額は3万9,000円と誤って記載されているので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された申立人に係る平成15年の賃金台帳から、申立人は、申立期間において、標準賞与額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（3万9,000円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年5月1日、資格喪失日は26年5月31日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①のうち、昭和24年5月から26年4月までの期間に係る標準報酬月額については3,500円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を昭和26年6月1日に訂正し、標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和24年4月1日から26年5月31日まで
②昭和26年6月1日

私は、昭和24年3月にB学校を卒業した後、同年4月から26年5月末までの期間において、A事業所のC課で勤務しており、当時、同僚は厚生年金保険に加入していると聞いた記憶がある。

社会保険事務所（当時）に照会したところ「A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は記載されているが、厚生年金保険の記号番号が記入されていないため、厚生年金保険の被保険者期間として統合されていない記録がある。」との回答を得た。

両申立期間にA事業所に勤務していたのは間違いなく、給与から厚生年金保険料も控除されていたと思う。両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と同期入社したとする複数の同僚の供述、及び申立人が申立期間後に勤務したとするD市が保管している申立人の履歴書の記載内容等から判断すると、申立人が申立期間①において、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には厚生年金保険の記号番号は記載されていないものの、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和24年5月1日、資格喪失日は26年5月31日）が確認できる。

さらに、年金事務所は、同名簿の申立人の欄に厚生年金保険の記号番号が記載されていないことについて、「健康保険厚生年金保険被保険者名簿は社会保険事務所が事業主からの届出に基づいて作成し、厚生年金保険の記号番号は社会保険事務所が付与している。申立人に係る厚生年金保険の記号番号が記載されていない理由は、資料が保存されていないため不明であるが、申立事業所においては、健康保険のみに加入して、厚生年金保険に加入しないということは通常考え難い。」と回答しており、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間①のうち、申立人が昭和24年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年5月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3,500円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、複数の同僚の供述及び、申立人が申立期間後に勤務したとするD市が保管している申立人の履歴書の記載内容等から判断すると、申立人が申立期間②において、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、両申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人と同じC課に勤務しており、退職時には月の末日までの期間において勤務したと供述する同僚について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は翌月1日付けであることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間②に係る標準報酬月額については、今回統合する申

立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和26年4月の記録から、3,500円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和26年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①のうち、昭和24年4月1日から同年4月30日までの期間については、複数の同僚が「1か月間の試用期間があった。」と供述しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同期入社したとされる同僚7人全員の厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年5月1日と記録されていることから判断すると、A事業所は、従業員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口国民年金 事案 566 (事案 332 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年3月まで
当初の申立てに対する決定通知を受け取った後、私がA市に居住していた期間について、妻が私の国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に、月2,000円程度支払っていたことを思い出したので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻への聴取ができないことから納付状況の詳細は不明であり、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月23日にB市で払い出されており、B市及びA市において、別に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和47年9月から居住していたA市で申立人の元妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを思い出したとして再申立てをしているが、元妻の証言の内容からは、申立人の国民年金保険料を納付していたと断定する事実は確認できない上、申立人及び元妻がB市からA市に住民票を移動させたのは48年6月5日であることから、申立人が主張する47年9月からA市で国民年金保険料を納付することはできない

ことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から2年9月まで

私は、社会保険事務所（当時）に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できないとの回答を受けた。

二十歳の時、私はA町にあるB学校の学生であったため、母が自宅のあるC市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。申立期間について、国民年金保険料の納付記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母は当時のことはよく覚えていないとしていることなど、当時の保険料の納付状況は不明である上、申立人の母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人に払い出されている年金記号番号は、平成2年10月1日に初めて厚生年金保険の被保険者となった際の厚生年金保険被保険者記号番号（基礎年金番号と同じ）のみであり、申立期間当時において国民年金手帳記号番号が払い出されていることは確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の国民年金の被保険者資

格の喪失処理は、平成 16 年 1 月 22 日に行われており、仮に申立人の母が元年 5 月に国民年金の加入手続を行っていたとすると、同年 5 月以降、資格喪失した 16 年 1 月までの 15 年間、申立人あてに国民年金保険料の納付書が発行され続けていたとこととなるが、申立人はそのような記憶は無いとしていることから、申立期間に国民年金保険料の納付書が発行されていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

私は、A病院に昭和 59 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの 6 か月間、Bとして勤務していた。

申立期間において、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が発行した在職証明書から判断すると、申立人が申立期間においてA病院に勤務していたことが推認できる。

しかし、A病院が保管する報酬支給決議書によると、申立期間における申立人の報酬は委託費として 12 万円とされており、同決議書に記載されている「(4720)」について同病院では、「報酬のうち『4720』は所得税額と考えられる。」と説明しており、当該所得税額は、「昭和 59 年 4 月改正版、給与所得の源泉徴収額表」における社会保険控除後の給与等の金額が 119,000 円以上 121,000 円未満の場合の税額 (4,720 円) と一致していることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間において給与から所得税は控除されていることがうかがえるものの、当該報酬支給決議書において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す記載は確認できない。

また、A病院にBとして勤務していたとする複数の者について申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、いずれの者もBと

して勤務していたとする期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、同病院ではBについて必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月20日から同年8月1日まで
② 昭和34年9月8日から同年12月25日まで
③ 昭和37年9月15日から38年3月20日まで

私は、申立期間①及び②について、職業安定所の紹介で株式会社Aに3か月から6か月の期間に係る雇用契約で入社し、秤の磨き作業に従事していた。

勤務を開始した月から厚生年金保険料は給与から控除されていたが、健康保険被保険者証は、3か月から6か月後でなければ出せないと会社から説明があり、受け取っていない。

申立期間③についても、職業安定所の紹介でB株式会社（現在は、C株式会社）D支店に勤務し、石油のドラム缶への詰替作業に従事していた。健康保険被保険者証は受け取っていない。

すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、両申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、死亡及び連絡先不明の者を除く7人に照会した結果、5人から回答があったが、申立人を覚えている者はいないことから、申立人が、両申立期間について、申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、回答のあった5人のうち2人から、「申立期間当時は試用期間があり、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取り扱いではなかった。」との供述が得られたところ、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該5人のうち、入社時期を含む勤務期間を記憶している4人は、

それぞれが入社したと供述する時期と厚生年金保険被保険者の資格を取得した日が一致していないことが確認できることから判断すると、株式会社Aは、必ずしも入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、事業主が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者喪失届（写）により、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和34年9月8日であるとともに、健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

加えて、事業主は、両申立期間当時の厚生年金保険料の控除については、「当時の資料が無いため不明である。」との回答しており、申立人の両申立期間における勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、両申立期間において申立人の氏名は確認できない。

- 2 申立期間③について、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間③当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、死亡及び連絡先不明の者を除く6人に照会した結果、5人から回答があったが、申立人を覚えている者はいないことから、申立人が、申立期間③について、申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、C株式会社は、「当社における厚生年金保険の被保険者を記録している人事記録により、申立期間③の前後1年間を含めて確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。申立人の供述する業務内容から申立人の雇用形態は日雇であったと考えられるが、申立期間③当時、日雇について、賃金の支払いは日払いであり、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。」と回答している。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、両申立期間において申立人の氏名は確認できない。

- 3 このほか、すべての申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 14 日から 42 年 12 月まで

私は、新聞広告のA株式会社の求人に応募して入社し、会社の寮の近くの倉庫で勤務した後、Bを扱う同社本社の倉庫に移り、二人一組で業務に従事した。入社後3年半くらい経ったときだったと記憶しているが、同社本社倉庫で一緒に勤務していた二人目の同僚が勤務中に事故を起こして肋骨を骨折し、その後、新しい同僚と新幹線が試運転を開始したころの春までの期間において勤務した。

A株式会社における厚生年金保険の被保険者記録が約3年半となっているのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚について調査した結果、回答があった21人全員が、申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間において勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

また、回答があった同僚のうち二人は申立人と同職種であり、申立期間当時、Bを扱う倉庫で勤務していたとしているが、申立人を覚えていないと回答している。

さらに、申立人は、「新幹線が試運転を開始したころの春まで勤務した。」と供述しているが、新幹線が開通したのは申立期間以前の昭和39年10月1日である。

加えて、申立人は、一緒に勤務した同僚の氏名を覚えていない。

また、A株式会社は「申立期間の関連資料を保管しておらず、申立内容を確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務状況、厚生年

金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認する関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人はA株式会社において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和36年6月21日に取得した後、40年1月14日に喪失しており、オンライン記録と一致している上、同年2月13日付けで健康保険証を返納していることが確認できる。

加えて、前述の21人のうち、勤務期間を記憶している18人について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる厚生年金保険の被保険者記録は、それぞれが供述する勤務期間と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 30 日から 47 年 5 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）に、A株式会社及びB株式会社に勤務していたころの厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の被保険者記録が確認できないとの回答を受けた。

昭和 45 年にA株式会社に就職し、その後、時期ははっきりしないが、同社が社名を変更してB株式会社になった後も継続して勤務していた。申立期間について、B株式会社から在籍証明書（被保険者資格確認）の交付を受けており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社及びB株式会社の役員であった者の供述から、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

また、申立人は、B株式会社から、申立人が昭和 45 年 3 月から 62 年 3 月までの期間において在籍していたこと及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを内容とした在籍証明書（被保険者資格確認）の交付を受けている。

しかしながら、在籍証明書（被保険者資格確認）を発行したB株式会社は、申立人に係る賃金台帳等の関係資料を保存しておらず、申立期間当時のことは不明であるとしており、前述の役員も、申立期間における厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無いと供述している。

さらに、事業所番号等索引簿から、A株式会社及びB株式会社について確認すると、A株式会社は昭和 46 年 8 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは 47 年 5 月 1 日であり、申立期間当時、両事業所は適用事業所で

はなかったことが確認できる。

加えて、申立期間当時の両事業所の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、申立期間について、厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたことを確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、A株式会社及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和46年8月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した5人のうち、4人がB株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった47年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、当該4人はいずれも申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

なお、商業登記簿謄本から、申立期間におけるA株式会社の代表取締役は、B株式会社が設立した47年3月27日における代表取締役と同一人であり、申立期間当時、申立人がA株式会社の取締役として記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和25年7月20日から27年10月25日まで
②昭和27年10月30日から29年10月25日まで

私は、A学校を卒業後、しばらく地元で漁業の手伝いをしていたが、昭和25年7月20日から27年10月24日までの期間においてB事業所で勤務した後、同年10月30日からC株式会社D事業所に移り、29年10月24日までの期間において勤務した。

社会保険事務所（当時）の記録では、C株式会社D事業所における厚生年金保険の被保険者記録が先であり、B事業所における厚生年金保険の被保険者記録が後にあるとして記録されており、勤務した事業所の被保険者記録の順番が前後している上、各事業所における厚生年金保険の被保険者記録が、勤務していた期間よりも短いと思われるので、両申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はB事業所でEとして勤務したとしているが、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した同僚22人に照会したところ、回答のあった14人全員が、申立人について記憶しておらず、申立人が申立期間①において、B事業所に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が名前を記憶する同僚はいずれも氏名を確認することができない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人がB事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した日は、昭和

28年4月7日、同資格を喪失した日は同年5月7日と記録されており、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、事業主等から申立期間①における申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することはできなかった。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間②について、申立人はC株式会社D事業所でEとして勤務したとしているが、C株式会社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した同僚26人に照会したところ、回答のあった18人全員が申立人について記憶しておらず、申立人が申立期間②において、C株式会社D事業所に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

また、C株式会社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が名前を記憶する同僚はいずれも氏名を確認することができない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、C株式会社D事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した日は昭和25年7月20日、同資格を喪失した日は27年1月15日と記録されており、C株式会社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、C株式会社D事業所は既に健康保険厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、現存しているF事業所は、C株式会社のG部門が独立した事業所であるため、申立期間②当時の関連資料等を保管しておらず、事業主等から申立期間②における申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することはできなかった。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月から25年12月まで

私の父は、有限会社Aで勤務しており、昭和20年11月ごろ父の紹介により同社に入社した。

社会保険事務所（当時）に有限会社Aでの厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、被保険者記録は確認できないとの回答であった。申立期間に有限会社Aで勤務していたことは事実なので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録について調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において有限会社Aに勤務していたとしているが、「有限会社AではBを春と秋に焼いて肥料やしっくいを作っており、夏と冬は休みだった。夏と冬の間は有限会社Aには勤務していなかった。」と供述していることから判断すると、申立期間当時、申立人は、有限会社Aで季節労働に従事していたことがうかがえるものの、申立人は一緒に勤務したとする同僚の氏名を記憶しておらず、また、有限会社Aに係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者6人全員の連絡先が不明であることから、申立人が、申立期間において申立事業所に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

また、有限会社Aは昭和24年4月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち、同日から25年12月までの期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は申立期間当時、有限会社Aでは10人ぐらいの従業員

が勤務していたと供述しているが、有限会社Aに係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時の被保険者は二人である上、申立人が一緒に勤務したとする申立人の父の氏名が確認できないことから判断すると、当時、同社では従業員全員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、有限会社Aに係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番は無いことから、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

また、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年ごろから35年ごろまで

私は、昭和30年ごろから35年ごろまでの期間において、A港からBやC方面へDやEを運搬する貨物船である個人事業主Fが所有するG丸にI長として乗り込んだ。

個人事業主Dが所有するG丸の乗船員はI長であったと記憶するJ氏、K氏（J氏の子）、雑務を担当していた女性及び私の4人であった。

私の船員手帳及び船員保険被保険者証はJ氏が管理していたので、私は船員手帳及び船員保険被保険者証を見たことはなく、また、個人事業主Fが所有するG丸の下船時においてもJ氏から当該手帳及び被保険者証を受け取ってはいないものの、申立期間に係る船員保険料を給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、個人事業主Fが所有するG丸にH長として乗り込んでいたと主張しているところ、個人事業主Fに係る船員保険被保険者名簿から、申立期間において船員保険の被保険者記録が確認でき、昭和33年11月からG丸のI長であったと記録されているL氏及び個人事業主Fの孫であり、申立人が個人事業主Fが所有するG丸においてI長であったと主張するK氏（J氏の子）等の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が個人事業主Fが所有するG丸に乗り込んでいたことは推認できる。

しかし、船員保険被保険者名簿から、個人事業主Fが船員保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 32 年 7 月 1 日であることが確認できることから、申立期間のうち、30 年ごろから 32 年 7 月 1 日までの期間において、個人事業主Fが所有するG丸は、船員保険の適用船舶ではなかったことが確認できる。

また、個人事業主Fが所有するG丸に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間を含む昭和 32 年 7 月 1 日から 35 年 10 月 7 日までの期間においては、申立人ではなくM氏がH長であることが確認できる上、前述のL氏は、「個人事業主Fが所有するG丸には4人の乗組員が乗り込んでいたが、私がI長で、M氏がH長、J氏がN員で、ほかに乗船員の炊事等を担当する女性が一人いたが、申立人の名前には記憶が無い。」と述べているところ、個人事業主Fが所有するG丸に係る船員保険被保険者名簿から、申立人が個人事業主Fが所有するG丸においてI長であったと主張するJ氏について、32 年 7 月 1 日から船員保険の被保険者記録が確認できるものの、N員として記録されていることが確認できる。

さらに、申立人が一緒に乗船していたと主張する前述のK氏は、申立人を記憶しておらず、個人事業主Fが所有するG丸に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間における船員保険の被保険者記録が確認できないことについて、申立期間当時、K氏は船員保険に加入していなかったと述べている。

加えて、国土交通省に照会したところ、申立人はOの免許を昭和 32 年 10 月 31 日に取得していることが確認できる。

また、個人事業主F、J氏及びM氏は既に死亡している上、申立期間当時の関係書類は保管されておらず、申立人の船員保険料の控除等について確認することができない。

さらに、個人事業主Fに係る船員保険被保険者名簿において、昭和 32 年 7 月 1 日から 39 年 8 月 1 日までの期間に船員保険の被保険者資格を取得した者の中に、申立人の名前は無く、また、記号番号に欠番もみられないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。